

### III 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(減価償却資産)の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日)	事業年度
減価(償却)の方法	一般の資産は <b>旧定率法</b>	一般の資産は定率法・旧定率法又は定額法・旧定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	<b>半年償却(1/2)</b>	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却(注)(所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	<b>取得価額の100分の5</b>	1円(備忘価額)
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する。)	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(租税特別措置法)	<b>認められません</b>	認められます
リース資産(所有権移転外ファイナンスリース取引)	所有者(賃貸人)に課税	平成20年4月以後の契約は、賃借人の資産として減価償却処理

(注) 法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際に添付してください。

### IV 電子申告(eLTAX)について

インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。電子申告を利用される方は、事前に手続きが必要です。

#### 電子申告のメリット

- ・混み合う窓口に出かける必要なく申告可能で、郵送料金もかかりません。
- ・申告書への自動入力や自動計算など、サポート機能が完備されています。
- ・一度の電子申告で複数の地方団体に、一括で申告することが可能です。

#### 利用の手続き、お問い合わせはこちらから

エルタックス

検索

- ・利用開始の手続きはこちらから

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

- ・ご不明点等はこちらから

eLTAX よくある質問

<https://eltax.custhelp.com/>